

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	阿久根市 住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

阿久根市長

公表日

令和6年3月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民異動届等により住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。(住基法第12条) ②転出者に転出証明書を送付する。(住基法第22条第2項) ③本人確認情報等を住基ネットに通知する。(住基法第30条の5) ④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う。(住基法第24条の2第5項) ⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条) ⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する。(番号法第22条) ⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条) ⑧コンビニ交付に関する事務 ⑨サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領 ⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能、自治体基盤クラウドシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第7条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、10、12 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号、第8号、第9号、第11号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 (阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠) 別表第2: 右欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5) 別表第3: 第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2)</p> <p>(情報照会) (別表第二における情報照会の根拠): なし (阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3における情報照会の根拠): なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境課
②所属長の役職名	市民環境課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿久根市 総務課 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問い合わせ先電話番号0996-73-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿久根市 総務課 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問い合わせ先電話番号0996-73-1211

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年1月1日	②所属長	市民環境課長 馬見塚 啓一	市民環境課長 石澤 正志	事後	
平成30年4月1日	②所属長	市民環境課長 石澤 正志	市民環境課長 松田 高明	事後	
平成31年4月1日	②所属長	市民環境課長 松田 高明	市民環境課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月18日	I-1-② 事務の概要	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の交渉のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第11条の2)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p>	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民異動届等により住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第12条)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p>	事後	
令和3年8月18日	I-3 法令上の根拠	番号法第7条第1項、第2項、第8条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第14条、第24条の2、第30条の6、10、12	番号法第7条第1項、第16条、第17条、附則第3条第1項から第3項 住基法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、10、12 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I-4-② 法令上の根拠	<p>番号法第19条第6号、第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の号)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>番号法第19条第7号、第8号、第9号、第11号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の) 2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,120の項) (番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令における情報提供の根拠) 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第20条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第37条,第38条,第39条,第40条,第41条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条の2,第45条,第47条,第48条,第49条,第49条の2,第51条,第53条,第54条,第55条,第56条,第57条,第58条,第59条,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3 (阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠) 別表第2:右欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,5) 別表第3:第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1,2)</p> <p>(情報照会) (別表第二における情報照会の根拠):なし (阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3における情報照会の根拠):なし</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月18日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和3年8月18日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月21日	I-1-② 事務の概要	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民異動届等により住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第12条)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p>	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民異動届等により住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第12条)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p> <p>⑧コンビニ交付に関する事務</p>	事前	
令和4年2月21日	I-1-③ システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム	事前	
令和4年2月21日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和4年2月17日 時点	事後	
令和4年2月21日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	令和4年2月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月5日	I-1-② 事務の概要	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民異動届等により住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。(住基法第12条)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p> <p>⑧コンビニ交付に関する事務</p> <p>⑨サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領</p> <p>⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>	<p>・住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)に基づき、住民異動届等により住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び住基法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行っている。</p> <p>①住民からの申請等により、住民票の写しを交付する。(住基法第12条)</p> <p>②転出者に転出証明書を交付する。(住基法第22条第2項)</p> <p>③本人確認情報等を住基ネットに通知する。(住基法第30条の5)</p> <p>④転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転出処理を行う。(住基法第24条の2第5項)</p> <p>⑤住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する。(住基法第1条)</p> <p>⑥情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する。(番号法第22条)</p> <p>⑦個人番号カードの交付等を行う。(番号法第17条)</p> <p>⑧コンビニ交付に関する事務</p> <p>⑨サービス検索・電子申請機能での届出・申請書等の受領</p> <p>⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知</p>	事後	
令和6年3月5日	I-1-③ システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、コンビニ交付システム、サービス検索・電子申請機能、自治体基盤クラウドシステム	事後	
令和6年3月5日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年2月17日 時点	令和6年2月15日 時点	事後	
令和6年3月5日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年2月17日 時点	令和6年2月15日 時点	事後	